

原町商工会議所
会頭 高橋隆助 様

画像使用申請書

申請者 住 所
会 社 名
代表者名
T E L
F A X
メールアドレス

印

原町商工会議所キャラクター「のまたろー・のま子」の画像使用について
下記のとおり申請いたします。

使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	
使用目的	
会員番号	No

《決裁》

受付日	許可日	受付担当	総務部長	専務理事

【 注意事項 】

- ①原町商工会議所(以下、当所という)会員を脱退した場合は、名称及び画像使用を認めないものとする。
- ②本書による事前の承認がなければ使用できないものとする。承認なしになされた使用等は無効とする。
- ③使用期間は、書面による特段の申出がない限り、1年毎の自動更新とする。
- ④申請者は、特許権その他の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払うものとし、第三者より申請者に対してなされて損害賠償について、当所は一切の責任を負わないものとする。
- ⑤申請者に次の各号に該当する事由が生じた場合、当所は何らかの催告を要せず直ちに本申請を解除し、それによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。
 - 1 破産・民事再生・会社更生等の倒産手続きの申立てを受けたとき又は自ら申立てをしたとき。
- ⑥本件に関し、訴訟の必要が生じたときは、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- ⑦申請者が反社会的勢力であることが判明した場合には、何らかの催告を要せず直ちに解除することができる。この場合、当所は解除により相手方に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとする。
- ⑧本件に関し、定めのない事項または疑義が生じた事項について、相互に誠意を持って協議しその解決をはかるものとする。